

（第2問）

1 [設問] (1)

2 <sup>取締役</sup>  
3 1. まず、~~定款~~臨時株主総会を開催するためにあって、「一週間」  
4 (会社法(以下略) 368条1項) 前に招集通知が発送されていること  
5 については真仮である。

6 2. また、招集通知には取締役会での決議事項について、  
7 記載がされているが、これは真仮であるといえるか。

8 取締役は、会社を運営していく立場であり、専門技術的な  
9 知識を有している。そのため、取締役につき議題の準備を要する  
10 必要はないと考えられることから、事前の記載としては求められない。  
11 したがって、真仮である。

12 3. これは、BがAに招集通知を送るからといって、368  
13 条1項違反かあるといえるか。

14 (1) この点、取締役への招集<sup>に</sup>瑕疵がある場合は、開催された  
15 取締役会決議は原則無効であるとして解される。また、取締役  
16 会での決議においては機動的に運営を行うため、当該取締  
17 役が「特別の利害関係を有する取締役」(369条2項)に当  
18 る、又は、当該取締役が出席しても決議に~~影~~影響がない  
19 といえる場合は、例外的に有効であると解するべきである。

20 (2) まず、本件では、Aは代表取締役から解職を求められて  
21 いる本人であり、決議の際には、自己の地位を保持するため、  
22 健全な判断を下すことが困難な取締役である。

23 さらに、Aには決議事項につき利害関係を有するものとして、  
「特別の利害関係を有する取締役」に当てる。

1 (3) したがって、Aは取締役会決議に参加して決議ができてはい  
2 以上、当該事由により有効となることはない。

3 (4) また、Aは上記利害関係を有する取締役であり、決議に  
4 参加できないの（あり）、仮に決議に参加していた場合を検討する  
5 こともない。

6 4. 以上より、Aへの招集通知の瑕疵がある場合でも、  
7 臨時取締役会の決議の効力は有効である。

8 [設問1] (2)

9 1. まず、株主総会では取締役に対する報酬の総額の最高  
10 限度額しか定められていないが、当該定め方は、「額が確定して  
11 いるもの」（361条（項1号））に当たらない。

12 (1) ここで、取締役への報酬規制の趣旨は、お手盛り防止に  
13 ある。そうだと、取締役への報酬の上限額を事前にとり  
14 あれば、当該額面以上、不当に会社財産が流出するとは  
15 ないといえ、上記趣旨にも沿う。

16 (2) したがって、最高限度額にけを定め、報酬額の算定を  
17 取締役会に委任することは可能である。

18 2. さて、定例取締役会においては、Aの報酬が月額15万円  
19 円から20万円に変更がなされているが、これは可能か。

20 (1) まず、取締役は会社と委任契約が締結されているため  
21 (330条、民法643条)、報酬の額面については、契約締結時の契約  
22 内容に基づいていえる。そうだと、同意のない変更は原則では  
23 ないといえる。

第3問

も、この場合、会社の慣行上、役職の変更により報酬の変動があつたに認められ、当該変動を受け得る者がこれを知り得る状態にある場合は、例外的に黙示の同意があるといつべからぬ。

(2) 本件では、甲社においては、役職ごとの報酬が一定額として定められていた。これにより、Aはこれを知り得る状態にあり、Aの報酬の変動も認められるといえる。

(3) したがって、上記慣行の適用に従えば、Aの報酬は月額50万円とされることから、月額50万円の請求が認められる。

[設問2] ①

1. 甲社はAに対し、解任の際に賠償責任を負うか(339条2項)。

2. 本件では、Aの任期は8年残っていたことから、「正当な理由」がない限り、同責任を負つて解任される。ここで、「正当な理由」の意義が問題となる。

3. ここで、339条2項が「正当な理由」がある際に賠償責任を免れるとする趣旨は、会社の運営上の必要性と取締役の利益との調整にある。当該「正当な理由」を限定的に解し得ると、会社は取締役を解任させる際に、頻りに損害を被ることになる。ここで、「正当な理由」には、会社経営上、取締役が経営に失敗し、会社に損失をもたせた場合をも含むものと解される。

4. 本件では、Aは甲社の代表取締役として、事業の海外展開

第 1 問

セ行ウリスヲを適切に評価セザルニ、当該事業の海外展開を押し進めたい。これ、同事業は売り上げが低迷し、撤退するに至っている。

そうすると、本件においては、Aは上記事業につき失敗し、会社に損失をもたらしたとする。ゆえに、「正当な理由」が存在する。5. 以上より、甲社はAに対して賠償責任を負わない。

[設問2] (2)

1. Bは、Aの解任が決議されるはずの定時株主総会が流会に終わったとして、役員解任の訴え(854条1項)をAと甲社を共同被告(855条)として、提起することが考えられる(856条)。

2. まず、Bは、甲社の議決権の20%の株式を有しており、「自分の三」以上の議決権を有する株主である。また、「大筋目より前から引毛杭も株式を有する株主である。

3. これは、本件では流会とは、これが「否決されたとき」(854条1項)に当たるか。

(1) ここで、流会に終わった場合において、役員解任の訴えができないとすると、株主は不正な行為をして取締役の責任追及の機会を失ってしまうことになる。そこで、解任の対象となる者が働きかけにより意図的に流会にさせた場合は、「否決されたとき」に当たるというべきである。

(2) 本件では、Aは自身の解任の決議が行われることを恐れ、意図的に流会を行わせたい。

(3) したがって、「否決されたとき」に当たる。

4. 上記、Aは海外事業のリスクを評価せずに海外事業を押し進め、甲社に損失をもちよしたという~~忠実義務(355条)~~違反がある。  
善管注意義務違反(330条、民法64条)

したがって、「法令…に違反する重大な事実」があったといえる。

5. 以上より、Bによる上記訴えは認められる。

[設問3]

1. Cの甲社に対する責任

(1) Cは甲社に対し、任務懈怠に基づき賠償責任(423条1項)を負うか。

(2) 同責任の要件は、①任務懈怠・②損害の発生・③帰責事由(428条参照)・④因果関係である。

(3) まず、任務懈怠とは、善管注意義務違反(330条、民法64条)及び~~忠実義務違反~~、又は具体的には法令定款違反のことという。

(4) そもそも、甲社は<sup>大会社</sup>資本金が20億(2条6号イ)に相当する。

上記、取締役会では、取締役の職務の執行が法令及び定款に違反しないための体制を確保する内部統制システム(362条4項6号)を構築し、これを運用する義務を負う(362条5項)。

(5) これでは、Cは上記システムにつき、構築し、運用していたといえるか。

本件では、甲社には「内部統制システム構築の基本方針」が決定されており、法務・コンプライアンス部門が設定され、取締役

第 2 問

1 役副社長 D が 部門を担当していた。また、監査役会及び  
2 会計監査人も設置されていた。

3  
4 こうして、C は甲社において、内部統制システムを構築する  
5 義務は果たしていたといえる。

6 (6) 次に、C は上記システムを運用する義務を怠っていたとい  
7 いえはどうか。

8 ここで、大会社において内部統制システムが構築されたこと、  
9 それぞれの取締役は役職が分担されたことにはなる。すると、  
10 当該システムでの分業化に鑑み、取締役は特段の疑念を  
11 挟み得る事情がなければ、システムに沿って提供された  
12 情報のもと運用することも認められるといえる。

13 これを本件についてみると、E B W F は代金の水増しに  
14 つも巧妙な手段で偽装を行っていた。そして、当該水増し  
15 等があるからにつき精査をする部門の担当である D からの  
16 報告は一切なかった。こうしてれば、C としては D からの報  
17 告がなければ、疑念を挟むべき特段の事情はなかったとい  
18 える。

19 したがって、C はシステムの運用義務を怠っていたといえは  
20 ない。

21 (7) 以上より、C は善管注意義務違反及び具体的には  
22 法令定款違反がなければ、任務懈怠があったとはいえない。

23 よって、C は甲社に対して責任を負わない。

2. D の甲社に対する責任

(1) D についても、C のときと同様に、上記のシステムの運用義

第2問

務を怠っていたことがどうかを検討する。

Dは、甲社の法務・コンプライアンス部門を担当していた。この  
 ため、Dは甲社において不正行為があるかを精査する  
 義務を有していた。これについてDは、本件通報を受けたり、  
 甲社において不正行為が行われていることを知り機会があ  
 っていたといえる。しかし、Dは、甲社においては一度も不正行為が  
 はかかったこと、会計監査人からの指摘を受けたりすることもはか  
 かったこと、更には、実名報告内にあった母EはDの信頼の置く部  
 下であったことを理由に、本件通報につき調査することを  
 しなかった。

このため、Dの行為は、特段の疑念を挟み得る事情が  
 あったにもかかわらず調査をしなかったとして、運用義務に  
 反していたといえる。

これから、Dには任務懈怠が認められる(①充足)。

(2) そして、甲社には代金の水増し類として、5000万円の損失  
 が発生している(②充足)。

(3) また、Dには上記運用義務違反につき過失があり、  
 帰責事由がある(③充足)。

(4) さらに、Dが本件通報を受けたり時点では、甲社は  
 乙社に既に2000万円を払い込んでいるため、後から支払  
 った残代金3000万円が防げない類面として、3000万円の範囲で  
 損失としての因果関係が認められる。

(5) 以上より、Dは甲社に対し、3000万円を賠償する責任を負う。